3　産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、2(a)に規定するＦＯＢは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b)　産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、2(a)に規定するＦＯＢは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

4　1の規定の適用上、締約国における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a)　関税評価協定に従って決定される価額であって、当該産品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、適当な場合のこん包費その他のすべての費用を含むもの

(b)　当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

5　1の規定の適用上、産品のＶＮＭには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

6　3(b)又は4(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の国内取引が存在しない場合について適用する。

第二十八条　僅少の非原産材料

1　第二十六条1(b)に定めるＣＴＣに基づく適用可能な原産地規則を満たさない産品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該産品が原産品とされるためのこの章に定める他のすべての関連する基準を満たしている場合に限る。

(a)　統一システムの第一六類、第一九類、第二〇類、第二二類、第二三類、第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総額が当該産品のＦＯＢの十パーセント以下の場合

(b)　統一システムの第九類、第一八類及び第二一類に分類される特定の産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総額が、附属書二に定められているとおり、当該産品のＦＯＢの十パーセント以下の場合

(c)　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総重量が当該産品の総重量の十パーセント以下の場合

注釈　この1の規定の適用上、前条2(a)の規定を適用する。

2　もっとも、1に規定する非原産材料の価額は、産品に適用可能なＬＶＣに基づく原産地規則においては、非原産材料の価額に含める。

第二十九条　累積

一方の締約国の原産材料であって、他方の締約国において産品を生産するために使用されたものについては、当該他方の締約国の原産材料とみなす。

第三十条　原産資格を与えることとならない作業

産品については、次の作業が行われることのみを理由として、ＣＴＣ又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない。

(a)　輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保管することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業

(b)　改装及び仕分

(c)　組み立てられたものを分解する作業

(d)　瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e)　統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(f)　物品を単にセットにする作業

(g)　(a)から(f)までの作業の組合せ

第三十一条　直接積送

1　関税上の特恵待遇は、この章に規定する要件を満たし、かつ、輸出締約国から輸入締約国へ直接積送される原産品に対して与える。

2　次のいずれかの産品は、輸出締約国から輸入締約国へ直接積送されるものとみなす。

(a)　輸出締約国から輸入締約国に直接輸送される産品

(b)　一又は二以上の第三国を経由して輸送される産品。ただし、当該産品について、積替え又は一時蔵置、積卸し及び当該産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

第三十二条　こん包材料及びこん包容器

1　産品の輸送又は船積み用のこん包材料及びこん包容器は、当該産品が原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

2　産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該産品に適用可能なＣＴＣに基づく原産地規則を満たしているか否かを決定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器については、当該産品に含まれるものとして分類される場合には、考慮しない。

3　産品がＬＶＣに基づく原産地規則の対象となる場合には、当該産品のＬＶＣを算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に応じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十三条　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

1　産品がＣＴＣ又は特定の製造若しくは加工作業の要件の対象となる場合には、当該産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品とともに提供される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料については、次の(a)及び(b)に定める要件を満たす場合には、考慮しない。

(a)　当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b)　当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2　産品がＬＶＣに基づく原産地規則の対象となる場合には、当該産品のＬＶＣを算定するに当たり、附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の価額を、場合に応じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十四条　間接材料

1　間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とみなす。

2　この条の規定の適用上、「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

(a)　燃料及びエネルギー

(b)　工具、ダイス及び鋳型

(c)　設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料